

令和元年9月第24号(豚) 東部・北部家畜防疫獣医師会 東部家畜保健衛生所 (公社)千葉県畜産協会 TEL:0475(52)4101 FAX:0475(52)3335 http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html

愛知県で豚コレラ発生!(国内39例目)

所在地 愛知県豊田市(39例目)

飼養頭数 247頭

経緯 8月29日

国内35例目の移動制限区域内にある同県豊田市の養豚農場

において、清浄性確認検査を行うため立入検査を実施

8月31日

うち1農場で疑似患畜と判定

★4つの項目を守りましょう★

1 毎日の健康観察と、早期の通報・相談

今回発生している豚コレラは、従来とは異なり、死亡が続発するものではありません。通常の病気に加え、食欲不振などの新たな異常があった場合は、東部家畜保健衛生所(0475(52)4101)に連絡してください。

2 野生動物の侵入防止対策の徹底

岐阜県と愛知県での豚コレラの発生は、86%が感染野生イノシシのウイルスが原因と推定されます。イノシシ等の野生動物はもちろんのこと、汚染された土や物を農場内に持ち込まないようにしましょう。

3 適切な洗浄・消毒

農場や豚舎に出入りする際は、洗浄消毒を徹底しましょう。 土がついた長靴は、しっかり水で洗い、消毒しましょう。

4 豚の農場内の移動の際の、衛生対策の徹底

農場内や豚舎間で豚を移動させる場合は、なるべく外を歩かせないようにしましょう。ケージを使うか、やむを得ない場合は、十分消毒した地面を歩かせましょう。

豚の様子がおかしいな、と思ったら…

東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

外国からの国際郵便に関する動物検疫のお知らせ

中国やベトナムなど、口蹄疫、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ等の発生地域からの生肉、加工・調理した肉、ハム・ソーセージ等の肉製品の輸入は禁止されています。受け取った荷物に入っていた場合、速やかに動物検疫所に届出ましょう。怠った場合、罰則の対象となることがあります。



国際郵便の例



禁止品の例

外国人技能実習生受入農家さんへのお願い 〜海外から口蹄疫、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザなどの

~海外から口蹄疫、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザなどの 病気を侵入させないために~

海外の家族等が実習生宛に送ってくる<mark>国際郵便の中に、輸入禁止の肉製品等</mark>が入っている可能性があります。

- ・国際郵便が届いたら、肉製品等が入っていないことを実習生に確認するようお願いします。また、実習生の家族等が肉製品等を送らないように、実習生に周知してください。
- ・もし郵便物内に<mark>肉製品等</mark>が入っていた場合は、 速やかに下記まで届出るよう伝えてください。

検査を受けていない肉製品等の届出を 怠った場合、罰則の対象となることがあります。 ※ 検査を受けた郵便には スタンプが押されています。



スタンプの見本

以下のHPも参考にしてください!

「日本に入国する旅行者へのお願い」(多言語リーフレット)

http://www.maff.go.jp/ags/languages/info.html